

新県立博物館の活動と運営の方針（仮称）

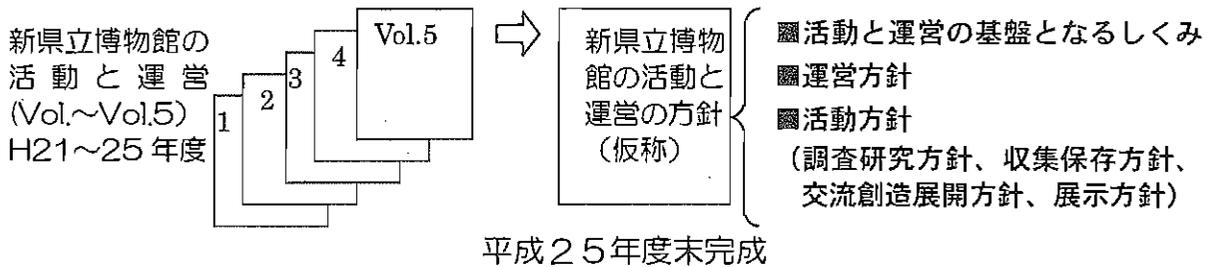
平成23年度検討案

1 新県立博物館の活動と運営の方針(仮称)のとりまとめの考え方

開館後の活動や運営の基本的な内容については、「新県立博物館事業実施方針(平成21年3月)」において、運営方針、調査研究方針などの各方針を順次検討し、開館までに作成することとしています。

毎年検討を重ね、その結果を年度ごとに博物館づくりの取組をとりまとめる「新県立博物館の活動と運営」(Vol.1~Vol.5)の中でお示しして、県民の皆さんとの意見交換を進めていきます。さらに、この「新県立博物館の活動と運営」(Vol.1~Vol.5)をもとに、平成25年度末に「新県立博物館の活動と運営の方針(仮称)」をまとめ、開館後の活動と運営に関する基本方針とします。

「新県立博物館の活動と運営の方針(仮称)」の主な構成と検討時期は、下記のとおり予定しています。



「新県立博物館の活動と運営の方針(仮称)」の主な構成

※最終的に、平成25年度末をめどに作成

序章 めざす博物館に向けて —活動と運営の基本的な考え方—

第I章 活動と運営の基盤となるしくみ

※平成22年度に検討案、22年度~24年度に検討、最終案を作成

第II章 運営方針

※平成22年度に検討案、22年度~24年度に検討、最終案を作成

- 1 基本的な考え方
- 2 設置条例など基本的事項
- 3 運営形態
- 4 運営基盤(職員体制、組織、連携体制、外部資金の活用)
- 5 活発な利活用、魅力的で持続性のある博物館のための取組

第III章 活動方針

※平成23年度に検討案、23年度~24年度に検討、最終案を作成

- 1 活動全般の考え方
- 2 調査研究活動 —調査研究方針—
- 3 収集保存活動 —収集保存方針—
- 4 活用発信活動 —交流創造展開方針・展示方針—

2 平成23年度検討案

2011(平成23)年度に検討してきたことについて、県民の皆さんとともに、今後意見交換等を行っていくため、次のとおり報告します。

なお、序章から第Ⅱ章については、昨年度の案から変更した主な箇所を下線を引いています。第Ⅲ章は、今年度新たにとりまとめたものです。

目 次

序 章 めざす博物館に向けて ―活動と運営の基本的な考え方―

1 基本的な考え方

- (1)新県立博物館の使命と活動・運営
- (2)「ともに考え、活動し、成長する博物館」

2 開館時期について

第Ⅰ章 活動と運営の基盤となるしくみ

1 活動・運営管理(博物館マネジメント)のしくみ

- (1)計画段階
 - (2)実施段階
 - (3)ふりかえり・評価・改善段階
- ##### 2 日常的に博物館づくりへ参加・参画できるしくみ
- ##### 3 連携のしくみ～連携・協力体制の構築～
- ##### 4 公文書館機能の確保のためのしくみ

第Ⅱ章 運営方針

- 1 基本的な考え方
- 2 設置条例、名称
- 3 運営形態
- 4 運営体制(職員体制、組織、県民・利用者組織)
- 5 連携組織(ネットワーク、協議会等)
- 6 活発な利活用の推進
- 7 利用者の視点で進める魅力的な博物館運営
- 8 効果と効率、持続性に配慮した管理運営

第Ⅲ章 活動方針

- 1 活動全般の考え方
- 2 調査研究活動 ―調査研究方針―
- 3 収集保存活動 ―収集保存方針―
- 4 活用発信活動 ―交流創造展開方針・展示方針―

1 基本的な考え方

(1) 新県立博物館の使命と活動・運営

新県立博物館は、

- ①三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ生かす
- ②学びと交流を通じて人づくりに貢献する
- ③地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する

ことを使命としています。

これらの使命は、県民・利用者の皆さんが、自己の生きがいや成長を得るとともに、地域に目を向け地域をよくしようという意欲が湧いてくるきっかけとなることをめざしています。

また、県立博物館としての拠点機能を発揮して、館所蔵の資料にとどまらず、県内の市町や博物館と連携して県内の貴重な資産を保全・継承する活動を行います。また、人材育成・技術支援等について市町や地域を支援する役割を果たすこともめざしています。

新県立博物館は、調査研究、収集保存、活用発信の活動を通じて、使命を達成し、役割を果たします。そして、新県立博物館が、持続して充実した活動を行っていけるようにするのが運営の役割です。

(2) 「ともに考え、活動し、成長する博物館」

新県立博物館は、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を活動理念とし、常に、「協創」と「連携」の視点で、県民・利用者の皆さんと活動を展開し、館の運営を行っていきます。

2 開館時期について

「活動と運営の方針(仮称)」は、以上の基本的な考え方を前提に、「新県立博物館基本計画(平成20年12月)」(以下「基本計画」という。)や「新県立博物館事業実施方針(平成21年3月)」(以下「事業実施方針」という。)の内容にそって、開館後の博物館活動と運営の基本的事項を明確にします。

検討の前提となる開館時期については、目標としている「平成26年春」としています。

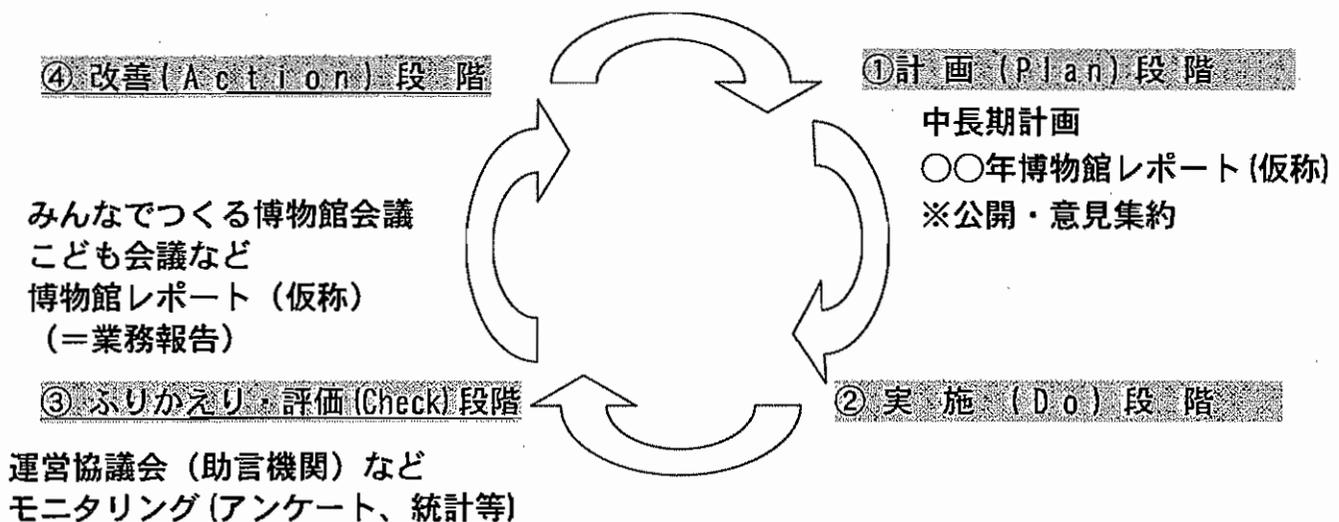
第1章 活動と運営の基盤となるしくみ

1 活動・運営管理（博物館マネジメント）のしくみ

新県立博物館の活動を県民・利用者の皆さんと、「ともに考え、活動し、成長させていく」ため、最も重要な基盤となるのが「博物館マネジメント」です。

新県立博物館では、「博物館マネジメント」として、毎年、活動を「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)」のサイクルとして展開していく評価と改善のしくみを構築します。

【博物館マネジメントのイメージ図】



(1) 計画段階

① 中長期計画

運営協議会やみんなでつくる博物館会議などに意見を求めながら、長期(10年程度)を見越した中期(5年程度)の計画を作成、公表します。

※計画項目－5年間の取組方針(重点的に取り組む方向など)、取組内容、活動と運営の成果や業務量を表す指標・目標値など

② 年次計画

年間の事業計画を作成し、概要は、「〇〇年博物館レポート(仮称)」に掲載するなど、公表します。

(2) 実施段階

実施に当たっては、アンケート、モニター制度などを工夫し、利用者による評価を集約します。

利用者数、満足度、調査研究件数など、博物館の状況を表す数値データなども集計します。

(3) ふりかえり・評価・改善段階

実施段階で得たアンケート等の活用を盛り込んで評価と改善を行います。この段階では、自己評価、第三者評価を組み合わせた総合評価と改善を行います。

評価と改善のしくみの構築 ※平成23年度末をめぐりに検討、開館までに構築

先行事例を詳細に調査し、自己評価と第三者評価（県民参加型評価を含む）を効果的に取り入れ、指標・目標の設定から改善策の打ち出しまで一連の制度の構築に向けて県民の皆さんとともに検討します。

- ・先行事例調査（平成22～23年度に検討）
- ・制度の概要と構築スケジュール検討（平成23年度に検討）
- ・指標等の内容の議論、設定（平成24～25年度に検討）

2 日常的に博物館づくりへ参加・参画できるしくみ ※平成24年度までに方針

新県立博物館では、県民・利用者の皆さんが、自身の興味や成長に応じて参加から参画へ段々と博物館への関わり方を深め、広げていけるような工夫をすると同時に、関わり方の段階に応じて多様な機会の提供や受け皿を用意することとしています。

特に、活動と運営への日常的な博物館づくりへの参加、参画の形態に着目して、次の表を参考に検討を進めます。

◆県民・利用者の博物館活動・運営への参画の想定整理表（例）

種別	サービス提供型	両面型	参画・運営支援型
関わり方の度合い	〔県民・利用者〕主に 情報を受ける側 〔博物館・学芸員〕主に、 機会を提供する側	※博物館サポートスタッフ	〔県民・利用者〕主体的に活動し、 意見を述べる側 〔博物館・学芸員〕意見を受けとめ、 実現をはかる側
導入段階 ※博物館との出会い い入口	《博物館から情報提供》 ・メール会員 ・博物館ファンクラブ		《博物館に意見や感想を提供》 ・モニター会員 ・アンケート会員
参加段階 ※博物館との一般的な関わり	《博物館からサービス提供》 ・博物館友の会、賛助会員 ※友の会には博物館への支援を掲げたところも多いがひとまずここに分類		《博物館活動に主体的に参加》 ・ボランティア(一般的活動) ※行事サポートや展示解説など、一般的な博物館活動のボランティア ・参加型の調査研究活動
参画段階 ※博物館との深い関わり	《博物館が活動をサポート》 ・グループ活動		《博物館活動を主体的にサポート》 ・グループ活動 ・地域資料調査員 ・ボランティア(専門的活動) ※資料整理や運営など、専門的・業務的な博物館活動のボランティア ・専門研究員 ※専門的な調査研究における成果のとりまとめや情報発信を行う
自立段階 ※連携パートナー	《博物館と連携した活動》 県民(市民)学芸員 NPO法人化するなどの活動 自己実現(生涯学習)へ 地域づくりへ		

※本表は考え方の整理のために類型化したものであり、実際にはいろいろな要素が混じりあっていることも多いと思われます。

※本表に記述されている「博物館ファンクラブ」、「モニター会員」など組織や会員などの個別名称については、他館の事例などを参考に、イメージを伝えるために記述しているもので、新県立博物館において必ずしも設置を予定しているものではありません。

3 連携のしくみ～連携・協力体制の構築～ ※平成25年度までに試行、実施

新県立博物館では、より充実した博物館活動を展開していくため、他の博物館や関係機関との連携や、地域の団体及び企業等との連携を積極的に進めます。また、連携関係を定着させるなかで、互いに支援しあう体制としくみを整えます。

(1) 県内博物館との連携

県内の博物館が互いに連携・支援しあうゆるやかなネットワークを整備します。このための方針を早期につくり、関係機関と協議を重ねていく必要があります。

(2) 大学・研究機関等との連携（相互協力協定の締結など）

三重大学をはじめとする県内大学や他の博物館などのうち、館の方針に照らして、日常的に協力関係を築いていくべき相手先とは、相互協力協定を締結するなど、共同研究や人事交流、共同事業など館どうしの連携、交流関係を構築します。

特に、三重大学とは、共同研究や学生への教育指導、博物館を活用した小中学校の学習カリキュラムの検討など大学の研究教育の内容と連動した取組を検討します。

(3) 学校との連携

博物館を活用した学校教育の実施に向けて、市町の教育委員会や地域の小中学校と出張授業やモデル事業の実施、学習カリキュラムの検討などの取組を進めます。

(4) まちかど博物館との連携

県内の地域に500館余りあるまちかど博物館について、個々の現状や地域の状況を踏まえつつ、開館までに連携した取組や意見交換を行い、連携の内容の方向を共有できるように進めます。

(5) 地域の自然・歴史・文化に関する団体との連携

地域の団体等については、それぞれの団体の活動を尊重しつつ、例えば、三重の自然環境や地域の文化財の保全などの共通目的のための連携した取組や、新県立博物館が行う研修会やワークショップ、調査研究などへの協力関係を築きます。一方、新県立博物館としては、館の使命や活動方針にそって、各団体が必要とする支援を提供する体制も必要です。今後、連携して活動する中で、必要な連携環境の整備を進めます。

(6) 「文化と知的探求の拠点」や他の行政機関との連携

県総合文化センターの各施設をはじめ、さまざまな施設間連携を進めることで、互いの機能強化、魅力向上につなげます。あわせて、テーマに応じて共同展示を行うなどの施策連携の取組を進めていきます。

(7) 県外及び国外の博物館や大学・研究機関との連携

他地域との比較により三重県のもつ自然と歴史・文化の特性や独自性、普遍性を明らかにするため、県外及び国外の博物館や大学・研究機関との共同の調査研究や連携展などを進めます。

(8) 企業等との連携

三重県の経済・産業・雇用・文化などの面で大きな役割を担っている県内企業や団体、NPOといった民間の団体は、“わたしの博物館”さらには“みんなの博物館”づくりを実現するためには欠かせないパートナーであると考えています。

そこで、企業が多く集まる展示会やセミナーに参加したり、企業を個別に訪問してヒアリングを実施したり、参画への働きかけと参画形態の掘り起こしを行い、必要な連携環境の整備を進めることで、新県立博物館への参画と支援の輪を広げます。

4 公文書館機能の確保のためのしくみ

※平成24年度末をめどに検討、平成25年度に諸規程整備

新県立博物館の公文書館機能を確保するために必要なしくみを整備します。

特に必要なことは、公文書館の機能を整理し、県の各部局、文書担当部、博物館の役割分担を明確にし、文書の作成から歴史的公文書として保存、公開するまでの流れをしくみとして整備することです。このため、規則等の諸規程の整備をあわせて行っていくとともに、施設、人材の整備が必要です。

現時点では、下記の②～⑤については、一部は実施されていますが、博物館側で整備を行っていく必要があると考えています。

- ①県の執行部局で作成した公文書が適切に移管される体制
- ②移管された公文書を選別する場所とそのための諸規程
- ③選別後の歴史的公文書を整理し、受け入れるための施設
(例：生物被害処置室、公文書等保存処理室、公文書整理室、歴史資料収蔵庫(歴史的公文書資料含む))
- ④博物館資料の閲覧と異なる点を踏まえた、歴史的公文書閲覧に際しての必要な規程と適切な施設(例：資料閲覧室、書庫、展示室)
- ⑤公文書館機能を発揮するための専門人材(アーキビスト)

第Ⅱ章 運営方針

1 基本的な考え方

新県立博物館の使命や役割、活動理念などをふまえて、「基本計画」においては、博物館の運営を進める上で大切にすべきことを次のとおり定めています。

- ① 県民・利用者との協創により、運営を進める。
- ② 多様な主体との連携により、効果的な博物館運営を進める。
- ③ 博物館の質や魅力、県民・利用者の満足度を持続的に高める。
- ④ 開かれた博物館として、県民・利用者の立場に立った運営を行う。
- ⑤ 効果的・効率的な運営のもとで博物館の使命・役割を持続的かつ着実に果たす。
- ⑥ 環境保全の大切さを発信する管理運営を行う。

また、県費負担の2割削減、広報体制の強化、民間の参画による経営基盤の確立、自然エネルギーの活用拡大などを内容とする新たな「7項目」も念頭に置いて運営方針の検討を行います。

2 設置条例、名称

(1) 設置条例 *※平成24年度末までに方針決定、25年度末に制定*

設置条例は、平成25年度後半に制定することをめどに検討を進めます。

検討に当たっては、現県立博物館設置条例の措置や、別に公文書館設置条例制定の必要性について明らかにする必要があります。特に、指定管理者制度を導入するか否かにより、条例の制定時期や規定内容が大きく異なる部分が出てくる可能性があります。

(条例で規定すべき項目の例示)

- ① 設置目的・趣旨
- ② 設置場所、名称
- ③ 開館時間及び休館日
- ④ 業務、博物館事業
- ⑤ 職員
- ⑥ 指定管理について（指定管理者の指定、指定管理者の業務等）
- ⑦ 入館料（料金、減免等の手続き）
- ⑧ 資料の観覧料（観覧許可、観覧料、損害賠償等）
- ⑨ 利用について（許可、利用料金、損害賠償等）
- ⑩ 博物館協議会
- ⑪ 遵守事項、その他（規則への委任）

(2) 名称等について *※平成24年度末をめどに検討*

新県立博物館が、三重県立の総合博物館であることや、公文書館機能を一体化した博物館であることなどをわかりやすく表現した名称を平成23年度末までに検討し、最終的には、設置条例において定めていくこととします。

あわせて、新県立博物館のイメージを伝えるための愛称やロゴ、イメージキャ

ラクターなどについては、県民参加型で実施するMMMプロジェクト（みえマイミュージアムプロジェクト）を公募機会として活用しつつ、平成24年度末をめどに、決定していくこととします。

3 運営形態

(1) 運営主体 ※平成24年度末までに検討、設置条例に反映

基本計画において、新県立博物館の設置・運営は、博物館の基幹的な業務（学芸業務、企画業務など）については県直営で行う「公設公営・一部民営（一部指定管理）」としています。これに基づき、指定管理者制度の導入範囲等を検討し、新県立博物館の設置条例に規定する必要があります

指定管理者制度の導入の有無や範囲等の検討に当たっては、新県立博物館の使命や目的を踏まえた実施事業や広報活動などの具体的な内容、県総合文化センターとの連携、長期的にみた場合の効果や効率性に配慮した検討を行います。

(2) 開館形態

① 開館日・開館時間 ※平成24年度末までに明確化、設置条例に反映

県総合文化センターの各施設の開館日・開館時間との整合性を図りつつ、新県立博物館の使命を果たし、特色を発揮できるような開館形態とします。

県民の皆さんにとって、活用しやすく、活発な交流の場ともなる博物館として、ある企画展の場合や一部のエリアは夜間の営業もするなど、県民ニーズや効果・効率など運営面の可能性を考慮しながら、検討を行います。

② 入館料等 ※平成24年度末までに明確化、設置条例に反映

館内の無料・有料のエリア区分については、テーマ展示室は、展示内容等により有料と無料の区分を行い、こども体験展示室を除く交流創造エリア及びエントランスエリアについては、無料とします。基本展示室は有料とし、こども体験展示室については、今後方針を定めていくこととします。

また、県立の各施設の利用料金との整合性を図ります。

あわせて無料入館者の範囲や区分別料金体系、減免の対象などを明確にし、条例や規則に反映します。

年間パスポートや県総合文化センターとの相互利用を促進するような割引制度など、館の理念やめざす博物館活動を踏まえ、誘客にもつなげる料金体制を検討します。

4 運営体制

(1) 職員体制 ※平成24年度末までに整備計画を検討し、開館までに整備

平成22年度は、顧問を設置するとともに、3名の学芸職員（地学、動物学（水生脊椎動物学）、民俗学）を新規採用しました。平成23年度は、顧問を廃止し高い博物館マネジメント能力をもった館長を任用するとともに、2名の学芸職員（保存科学、歴史学）を新規採用しました。さらに、平成24年度には、3名の学芸職員（博物館学、動物学（昆虫）、植物学）を新規採用する予定です。これらに加え、新県立博物館の専門職員の対応分野を以下のとおり確保し、業務を円滑に進めることのできる人員配置を計画的に行うよう関係部と協議を進めているところです。今後、できるものから実行します。

また、具体的な業務計画をもとに、開館時における非常勤職員（専門、事務）を含めた全体の職員体制の整備計画を、平成24年度末をめどに検討を進めます。

■ 専門職員の担当分野一覧(予定)

分野		業務内容
総合 研究 分野	○ 博物館学	・ 公文書館機能を一体化した博物館の運営・活動の総合的な調査研究と実践
	○ 保存科学	・ 資料保存・保存環境の調査研究 ・ 資料保存にかかる科学分析、修復、環境整備等
	○ アーカイブズ学	・ 歴史的公文書及びアーカイブズの調査研究 ・ 県公文書の選別・整理
	○ 資料情報学	・ 資料等情報化に関する調査研究 ・ 映像・音声などアーカイブズの整理・管理
自然 研究 分野	○ 動物学 ○ 植物学 ○ 地学	・ 各専門分野の資料等に関する調査研究 ・ 各専門分野の資料等の収集・整理・管理（資料評価を含む。）※必要に応じて、修復等処理
人文 研究 分野	○ 歴史学 ○ 美術工芸史学 ○ 民俗学	

※ 上記の分野別の業務内容以外に、専門職員は全員、展示や資料閲覧・相談など活用発信活動等を業務内容とします。

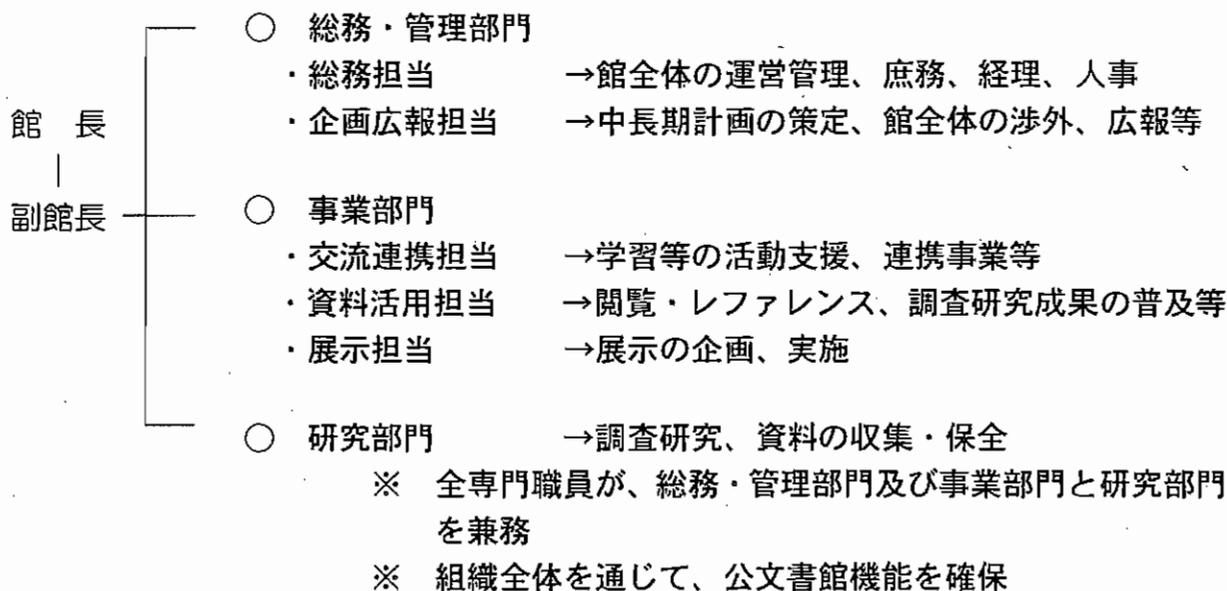
以上のほか、非常勤職員においては、司書、展示・博物館教育に専門性をもった職員、歴史的公文書の選別担当の配置などを検討します。

(2) 組織 ※平成24年度末をめどに検討

新県立博物館の理念に基づく活動を効果的・効率的に展開するためには、組織体制をどのようにするかは、大変重要な課題です。

このため、多様な博物館業務を効果的・効率的に推進でき、調査研究、収集保存、活用発信の活動をバランスよく展開できるような学芸員等専門職員の人材育成にもつなげる組織を構成していく必要があります。

平成24年度末をめどに、下記を基本としつつ、具体的な想定業務、職員人数等を踏まえた開館時の組織体制を明確にします。



注意)・組織名称は仮称です。

(3) 県民・利用者組織(日常的な参加・参画のための場の整備)

県民・利用者の皆さんとともに博物館づくりを進めるために、日常的に県民・利用者の皆さんが博物館づくりに参加・参画し、活動や運営を支援するしくみを整備します。とりわけ、参画に関わるさまざまな組織の目的や性格を平成24年度末までに明らかにして、開館までに整備します。あわせて、「みんなで作る博物館会議」、「こども会議」などについても、試行的に実施しつつ、開館までに、位置づけや実施形態などを明らかにします。

(参画のしくみとして検討するもの)

- ・運営協議会など、博物館運営のための組織として位置づけるもの
- ・みんなで作る博物館会議、こども会議など活動と運営の計画、評価と改善のしくみとして位置づけるもの
- ・サポートスタッフ
- ・ボランティアスタッフの種別と組織化
- ・友の会的な支援組織
- ・団体や企業等からの支援体制

- ① 活動と運営のための組織、会議 ※平成24年度末までに検討、順次実施
運営協議会、みんなでつくる博物館会議、こども会議など博物館活動と運営に関わるための組織として位置づけるものの目的、役割等について、平成24年度末までに明確にし、必要なものについては、設置条例に明記し、規程等の整備を進めます。
- ② 博物館活動への参加組織 ※平成24年度末までに検討、順次実施
現行のサポートスタッフをはじめ、ボランティア組織や友の会などの組織について整理し、新県立博物館で整備するものの目的や位置づけなどについて明らかにします。
- ③ 支援組織 ※平成24年度末をめどに検討、できるものから具体化
県民、団体、企業等の支援体制について、平成24年度末をめどに検討し、整備に取り組みます。
また、県民学芸員(仮称)や地域の人材など、博物館活動を支える人材についても、検討を行い、必要な規程等の整備を行います
- ④ 外部人材の参画・連携のしくみ ※平成24年度末までに検討、順次実施
共同研究や外部研究員の受け皿にもなる館側の調査研究のための制度について検討し、規程等の整備を行います。
- 5 連携組織（ネットワーク、協議会等） ※平成25年度末までに検討
三重県博物館協会など、県内外にすでにあるネットワークや協議会などとの連携関係や方向を明確にして、必要な対応を進めます。
- 6 活発な利活用の推進
- (1) 開館後の広報計画 ※広報戦略(平成24年3月)に基づき、順次実施
学校見学や県内外の団体客などへの対応を含めた開館後の広報計画については、平成23年度末にとりまとめる広報戦略のなかで検討を行いました。広報戦略は、開館前の広報を中心にとりまとめますが、開館後の広報とその体制についても開館前からの取組との連携・継続を基本におくこととしています。とりまとめに当たっては、特に、県総合文化センターとの連携による総合的な取組を重要と考えています。
- (2) 開館後の広報体制の整備 ※平成25年度末をめどに検討、順次実施
広報戦略に基づき、県総合文化センターや美術館など関係機関はもとより、学校関係や各種団体、観光関係機関などとのネットワークを構築するとともに、インターネットや広報物など利用者への広報手段や体制の整備を順次進めます。

7 利用者の視点で進める魅力的な博物館運営

(1) 博物館の魅力を高めるサービス展開 ※平成24年度末までに検討

ミュージアムショップ(売店)については、指定管理者制度の導入範囲の検討とあわせて、平成24年度末までに内容の検討を進めます。

(2) 誰にとっても快適な施設をめざして ※開館前から開館後へ引き続き検討

開館までに施設づくりとして進めている障がい者団体等やUD(ユニバーサルデザイン)団体との意見交換をもとに、多様な利用者が楽しめ、快適に過せるためのUDの視点での運営計画の検討と実施を進めます。

8 効果と効率、持続性に配慮した管理運営

(1) 資金

① 資金計画 ※平成25年度に作成

毎年度の収支計画を明確にするとともに、大規模修繕や展示リニューアルなど長期的かつ効果的・効率的な視点で資金計画の作成を進めます。

② 多様な外部資金等の調達、活用 ※平成23年度以降検討、実施

開館後、外部資金をいかに獲得し、博物館活動の充実と拡大につなげるかは、重要な課題です。各種助成金、補助金などによる調査研究や事業の資金獲得について積極的に取り組みます。また、博物館の活動について広く理解を得るための取組を積極的に行い、寄付金などの支援の体制について、検討を進めていきます。特に、新県立博物館が、各種調査研究資金を受けるために研究機関としての位置づけを持つ必要があり、そのために課題があれば、その解決についての取組を行います。

(2) 理念に基づく効果的で効率的な運営の実施と公開

① 運営マニュアルの作成 ※平成24年度までに検討、25年度前半に作成

危機管理、非常対応なども含めた館内の場所や業務に応じた運営マニュアルを作成し、開館までに実地訓練等を行い、常勤、非常勤等働き方のいかに問わず、全スタッフに徹底させます。

② 「博物館レポート(仮称)」の発行と公開 ※開館後

新県立博物館の運営内容については、毎年度業務報告書として「〇〇年博物館レポート(仮称)」によりとりまとめ、公表するとともに、「資産カルテ」の作成、公表も行います。あわせて、運営協議会や毎年実施する「みんなで作る博物館会議」、「こども会議」などにおいて、意見を聴取するなど、よりよい運営に向けて取組を進めます。

(3) 環境保全の大切さを発信する管理運営 ※開館後

新県立博物館の建築に当たっては、太陽光発電や地中熱を利用した空調熱源システム、ハイブリッド照明などの省エネルギーの実現や、縦ルーバーの設置、外断熱工法や床吹出し空調方式、高効率照明器具などの採用や IPM(総合的害虫管

理) の考え方による収蔵庫の環境確保など環境に配慮した施設としています。このような環境保全の大切さを発信する施設として、環境学習にかかわる事業を行うとともに、継続的に環境負荷の低減に留意した管理運営を行い、よりよい三重の環境づくりや地域環境の保全に取り組みます。

(4) 地元地域との良好な関係づくり ※開館前から順次検討し、実行

新県立博物館が、地元地域に親しまれ、支持されるよう、地域協議会(仮称)の設置や地域との共催事業・イベントなどについて、検討を進め、実行していきます。また、このような活動が地元地域からより広い連携に広がるよう努力していきます。

第Ⅲ章 活動方針

1 活動全般の考え方

新県立博物館の使命や役割、活動理念などをふまえて、「基本計画」においては、博物館の活動を次のとおり定めています。

- ① 調査研究活動、収集保存活動、活用発信活動の3つの活動は、三重の自然と歴史・文化の資産を保全・活用する博物館の基盤となる基本的な活動です。
- ② 新県立博物館では、この3つの活動を相互に結びつけ、それらのすべてを県民・利用者に関き、協創と連携の視点により、県民・利用者とともに進めるものとしします。
- ③ 活動を展開するに当たっては、新しい“総合”の観点に立つとともに、館内にとどまらない活動を行います。
- ④ 3つの活動すべてをとおして、博物館が県民・利用者の活動と交流の場として機能することにより、人づくりや地域づくりに幅広く貢献することをめざします。

2 調査研究活動 ー調査研究方針ー

三重の新県立博物館では、三重県とその周辺地域がもつ多様な自然と歴史・文化、並びに関連する地域・分野について調査研究することで、三重のもつ資産の真実性を追求し、その特徴や意義を明らかにして、地域のくらしがより豊かになることをめざします。また、その調査研究は、学芸員や研究者のみで行うのではなく、博物館利用者やより多くの県民とともに行うことで、成果を共有できるようにします。

博物館での調査研究は、自然と歴史・文化など地域のくらしに関わる幅広い分野について総合的に行います。また、その成果を発信するとともに、その成果を生かして、魅力ある地域づくりにつなげることをめざします。さらに、博物館や公文書館機能のあり方に関する調査研究を行っていきます。

(1) 調査研究の方針

- ① 博物館のテーマである「三重が持つ『多様性の力』」を探求します。
- ② 調査研究活動の成果を三重の資産の保全・活用につなげ、三重の魅力を明らかにするとともに、県民・利用者の自己実現を支援します。(人づくり)
- ③ こうした取組をとおして、地域資産の掘り起こしや地域の見直しを促進し、県民・利用者の主体的な活動や地域づくり、地域課題の解決を支援し、より豊かなくらしやすい地域につなげていきます。(地域づくり)
- ④ 新県立博物館では、これらの調査研究活動を計画段階から県民・利用者とともに総合的に行います。

(2) 扱う調査研究分野と、その調査研究分野に対する目的

- ① 三重の地域の固有性や特徴を明らかにするために、三重とその周辺地域の

自然と歴史・文化並びに過去から現在にかけての移り変わりを調査研究します。

・三重県内の地域を豊かにするための提案の根拠となる調査研究

・三重県及び県内各地域の課題を解決する調査研究

・三重の自然と歴史・文化に関して学術的に価値を高める調査研究

② 三重にある資料と博物館資料の保存のあり方(保存科学)を調査研究します。

・三重の自然と歴史・文化に関する資料を適切に保存していくための調査研究

③ 博物館のあり方(博物館学)を調査研究します。

・博物館が県民・利用者にとって利用しやすい活動や運営をするための調査研究

④ 公文書館のあり方を調査研究します。

・歴史的公文書等を適切に収集保存していくための調査研究

・歴史的公文書等を公開し、県民・利用者の皆さんが閲覧・利用しやすくするための調査研究

(3) 調査研究のカテゴリー

① 総合研究

「三重の自然と歴史・文化」をテーマとする三重県立博物館の使命の実現に関わる課題を総合的にとらえて、本館の学芸員が研究代表者となり、本館の学芸員や外部の研究者等と共同で取り組みます。期間は3～10年を想定しています。

② 共同研究

総合研究の課題には至らないものの、個別に「三重の自然と歴史・文化」に関わる専門性が高い課題を、本館学芸員の企画に基づき、本館の学芸員が研究代表者となり、本館の学芸員や外部の研究者等と共同で取り組みます。期間は1～3年を想定しています。

③ 専門研究

本館学芸員が自らの高度な研究能力を維持していくために取り組みます。

④ 提案型研究

外部から提案された企画に基づき、その外部企画者が研究代表者となり、本館や外部の研究者と共同で調査研究を行います。期間は1～3年を想定しています。

⑤ 受託研究

外部からの委託により、博物館の学芸員が研究代表者となり、本館や外部の研究者と共同で調査研究を行います。期間は1～3年を想定しています。

(4) 調査研究の体制

調査研究を推進するための内部体制として、調査研究委員会をおきます。

調査研究を効率的・効果的に推進するための助言を求めたり、評価をいただくための外部有識者による委員会を設置します。

博物館利用者が個別の研究課題について、博物館の施設や備品を利用して、学芸員とともに調査研究を行うことのできる制度を設けます。提案型研究として受理された企画者は、客員研究員として博物館内で調査研究を行うことができます。なお、研究員に対して博物館の施設や備品の利用には便宜を図ります。

各研究カテゴリーの体制については、研究代表者が中心となり個別の調査研究体制を組織します。その際は、専門性を持つ研究者や、調査研究活動の実施に協力いただける県民・利用者や団体を広く受け入れ、体制を組織します。

(5) 調査研究の評価と改善方策

調査研究の審査や実施期間、評価と改善のしくみを検討していきます。

- ① 可能な限り計画段階からホームページ等で進捗状況を報告することにより透明性を高め、広く県民に広報し県民から意見をいただきます。
- ② 年度ごとに中長期的な視点も入れた研究計画を策定します。

(6) 調査研究の成果の活用・公開

さまざまな機会や方法を活用し、速やかに報告します。論文を執筆し掲載するための努力をすることを義務とします。

(例：学術誌、企画展、紀要、学会、報告会、ホームページ、報道発表など)

(7) 計画的な調査研究の推進

調査研究の評価の結果を反映しながら、中・長期的な計画を立てて調査研究を行います。調査研究を持続的に進めるために、研究費の確保に努めます。あわせて、文部科学省科学研究費補助金の申請研究機関としての立場を得ることや、調査研究の受託など、外部資金の導入についても努力します。

3 収集保存活動 —収集保存方針—

三重とその周辺地域の自然と歴史・文化などの資産を保存・継承し、誰もが活用できるようにするための活動として資料の収集保存活動を行います。活動に当たっては、三重県内の他の博物館や関連した機関と連携して、三重県内の資料が総合的に保存・継承されるように努力します。資料の収集に当たっては、資料収集方針を定め、長期的、計画的な視野に立って行います。

(1) 収集保存の方針

- ① 三重とその周辺地域の自然と歴史・文化の資産の衰退・散逸・滅失・絶滅を防ぎ、県民の共有財産として保全し、適切に次代に引き継ぐための主要な役割を果たします。
- ② 現地保存を原則としつつ、県立の博物館として支援・助言・提言など中心的な役割を果たす観点に立ち、関係機関との連携・役割分担のもと、資産の状態や環境を考慮し、最善の方法をとるようにします。
- ③ 地域資産の守り手の育成や地域資産の保全活動を支援します。

- ④ 活用発信活動につなげるとともに、新県立博物館の特色や使命・理念に基づく長期的視野に立った計画的な収集保存活動を行います。
- ⑤ 県が作成し、保存期限を越え廃棄対象となっている公文書について、基準を設け選別を行い、歴史的公文書として受け入れ、保存・公開します。

(2) 収集保存の対象

- ① 三重とその周辺地域のありようを理解するために必要な自然と歴史・文化に関する資料を収集します。
- ② 資料の種類は、実物資料、写真・映像・音響資料、印刷物・文献資料・文字資料、複製・模型、情報、歴史的公文書を想定しています。
- ③ 現三重県立博物館及び三重県生活・文化部文化振興室県史編さんグループが所蔵している資料については、すべて新県立博物館に引き継ぎます。

(3) 収集の方法

- ① 採集、発掘、購入、寄贈、移管、交換、製作、寄託、借用などの収集方法の整理と方法別の課題を考慮した受け入れ手続きについて検討します。
- ② 館内に館外の有識者を含む資料評価委員会を設置し、高度な判断は必要に応じて審査することとします。

(4) 収集資料の整理保存

- ① 資料の分類・整理・登録の手順、方法を明確にし、それらのデータベース化を着実に進め、博物館資料がより幅広く活用できるような環境整備を行います。
- ② 保存科学専門職員を中心に適切な保存環境で的確に保存管理を行います。

(5) 資産保全のための支援・連携体制の整備

- ① 地域の資料の保存・記録・修復を知識・技術面から支援できる体制・しくみを整備します。
- ② 地域資産の守り手の育成や地域資産の保全の取組を全県的に推進します。
- ③ 緊急・災害時などにおける広域的な相互支援と連携の体制づくりを推進します。

(6) 収集保存活動のために必要となる取組

- ① 収集保存活動を支える人材（保存・修復の専門職員）、施設・機器を確保します。
- ② 公文書館機能との一体化に関するシステム・体制等を整備します。
- ③ 資料受け入れに当たっての関係機関等との連携体制を構築します。
- ④ 資料収集方針を策定し、収集に関する審査のための体制を整備します。

4 活用発信活動 ー交流創造展開方針・展示方針ー

博物館に蓄積された三重の自然と歴史・文化に関する資産や情報を誰もが活用・発信し、相互に交流できるようにするための活動として、活用発信活動を行います。活用発信活動は、「交流創造」と「展示」の二つの活動からなります。「交流創造」は、従来は“教育普及”と呼ばれてきた活動ですが、博物館と県民・利用者の双方向的な交流活動によって新しい価値を生み出すという意味で「交流創造」として行います。また、同じく「展示」の活動も一方的な発信ではなく、参加・参画・連携などに力点を置いて取り組みます。これらの活動により、三重の特色である「多様性」を探求し、県内外に発信します。

(1) 活用発信の方針

- ① 蓄積された資産や情報を誰もが活用発信し、主体的に交流できるものとする
ことで「協創」の輪を広げます。
- ② 県民・利用者一人ひとりの自己実現を支援し、三重への愛着と誇りを育み、
地域づくりや地域課題の解決などの新たな創造へとつなげます。
- ③ 特に、未来を担う子どもたちが、さまざまな学びや世代を超えた交流により
感性や創造力を伸ばす場にします。
- ④ 展示の展開に当たっては、中・長期的な視野に立った展示計画に基づいて進
め、各展示の評価をし、その後の計画に反映していきます。

(2) 活用発信の内容

① 交流創造

三重の自然と歴史・文化に関する興味や関心、学習や調査研究、活動など、
さまざまなニーズを持つ県民・利用者に対して、三重に関するレファレンス、
情報の受発信、資料の閲覧、学習交流プログラムなどの機会を提供するととも
に、それらの活用を県民・利用者と館、県民・利用者相互の交流の中で育み、
新たな創造や発信につなげます。

② 展示

従来型の一方的な公開にとどまらず、交流創造の取組と連動させながら、
県民・利用者との双方向・交流型の活動とすることで、さまざまな人びとが出
会い、交流し、多様な三重の魅力の再発見と発信ができるものとしていきます

(3) 「交流創造」の展開方法

活動の中核的な役割を担う場として、博物館内に「交流創造エリア」を設け、
県民・利用者が、活発に利用し、交流できるようにします。「交流創造エリア」は、
三重に関するレファレンス、情報の受発信、資料の閲覧、学習交流プログラムの
4つで展開します。

① 三重に関するレファレンス

三重に関して聞きたいことを、気軽に相談を受け対応できる環境づくりを進
めます。

② 情報の受発信

博物館がもつ情報を発信するだけでなく、県民がもつ地域における情報も受け入れて、これらの情報を博物館と県民・利用者の双方が活用できるしくみをつくりま

③ 資料の閲覧

資料閲覧のための手続きや方法を定めるなど、資料の保存環境に配慮した閲覧活用のしくみをつくりま

④ 学習交流プログラム

新県立博物館が館内外で実施する学習交流プログラムを検討し、実施しま

(4)「展示」の基本

① 三重の自然と歴史・文化のことがわかる展示

博物館の各所で、三重を知り、学び、探求できるようさまざまな演出やしかけを配置しま

② みんなで一緒につくっていく展示

県民・利用者の皆さんとともに行う調査研究成果の展示をはじめ、みなさんから寄せられる地域の情報を展示などで発信していくなど、双方向の交流型の活動を展開しま

③ 子どもたちを育む展示

野外も含めた敷地全体を活用して、子どもたちが「遊ぶ・楽しむ」ことをとおして、知ること、考えることの楽しさを知り、博物館や地域に対して興味・関心をもてるようにしま

(5)「展示」の展開方法

「三重が持つ『多様性の力』」をテーマとして、「交流創造」の活動と連動させ、双方向・交流型の展示活動を展開しま。展示の種類は以下のとおりで

① 常設的に展開する展示

多様で豊かな三重の魅力を紹介する常設的な展示として「基本展示」「三重の実物図鑑ルーム」「こども体験展示室」「野外展示」があります。常設的な展示については、県民のみなさんから受け入れた資料や情報を活用したり、季節ごとに展示物を替えたりすることで、展示物に変化を持たせるようにしま

② 開催期間を限定した展示

基本展示と連動させるなど、いくつかの展示を組み合わせるさまざまな視点から三重の魅力を発信する開催期間を限定した「テーマ展示」を実施しま

(6)「展示」の種類

多様で豊かな三重の魅力を紹介する「基本展示」と、いくつかの展示を組み合わせるさまざまな視点から三重の魅力を発信する「テーマ展示」を中心に構成しま。テーマ展示は、「企画展示（自主企画展・全国巡回展）」、「トピック展示」、「交流展示」で構成し、3～5年分のテーマ展示計画をつくり、展開しま

また、「基本展示」や「テーマ展示」のほかに、「こども体験展示室」や「三重の実物図鑑ルーム」でこれらと関連した展示を設けるほか、敷地内の里山林を生かした「野外展示」を設けます。加えて、新県立博物館から遠い場所にお住まいの県民の皆さんが、身近に展示を親しんでいただくために、三重県内の施設で「移動展示」も行います。